

観音寺市 介護予防訪問事業 サービスコード表（国基準相当）

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位		
種類	項目									
A2	1111	介護予防訪問介護11	イ 1週あたりの標準的な回数を定める場合	(1)事業対象者、要支援1・2(週1回程度)		1,176単位	1,176	1月につき		
A2	1211	介護予防訪問介護12		(2)事業対象者、要支援1・2(週2回程度)		2,349単位	2,349			
A2	1321	介護予防訪問介護13		(3)事業対象者、要支援2(週2回を超える程度)		3,727単位	3,727			
A2	2411	介護予防訪問介護21	ロ 1月あたりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		287単位	287	1回につき		
A2	2511	介護予防訪問介護22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合		179単位		179	
A2	2621	介護予防訪問介護23			(二)所要時間45分以上の場合		220単位		220	
A2	1411	介護予防訪問介護短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合		163単位	163			
A2	C211	介護予防訪問介護高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週あたりの標準的な回数を定める場合	(1)事業対象者、要支援1・2(週1回程度)		12単位減算	-12	1月につき	
A2	C212	介護予防訪問介護高齢者虐待防止未実施減算12			(2)事業対象者、要支援1・2(週2回程度)		23単位減算	-23		
A2	C214	介護予防訪問介護高齢者虐待防止未実施減算13			(3)事業対象者、要支援2(週2回を超える程度)		37単位減算	-37		
A2	C216	介護予防訪問介護高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月あたりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3単位減算	-3	1回につき	
A2	C217	介護予防訪問介護高齢者虐待防止未実施減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合		2単位減算		-2
A2	C218	介護予防訪問介護高齢者虐待防止未実施減算23				(二)所要時間45分以上の場合		2単位減算		-2
A2	C219	介護予防訪問介護高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合		2単位減算	-2		
A2	D211	介護予防訪問介護業務継続計画未策定減算11	イ 1週あたりの標準的な回数を定める場合	(1)事業対象者、要支援1・2(週1回程度)		12単位減算	-12	1月につき		
A2	D212	介護予防訪問介護業務継続計画未策定減算12		(2)事業対象者、要支援1・2(週2回程度)		23単位減算	-23			
A2	D214	介護予防訪問介護業務継続計画未策定減算13		(3)事業対象者、要支援2(週2回を超える程度)		37単位減算	-37			
A2	D216	介護予防訪問介護業務継続計画未策定減算21	ロ 1月あたりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3単位減算	-3	1回につき		
A2	D217	介護予防訪問介護業務継続計画未策定減算22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合		2単位減算		-2	
A2	D218	介護予防訪問介護業務継続計画未策定減算23			(二)所要時間45分以上の場合		2単位減算		-2	
A2	D219	介護予防訪問介護業務継続計画未策定減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合		2単位減算	-2			

A2	6001	介護予防訪問介護同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の	10%減算		1月につき	
A2	6003	介護予防訪問介護同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の	15%減算			
A2	6002	介護予防訪問介護同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の	12%減算			
A2	8000	介護予防訪問介護特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の	15%加算		1月につき
A2	8002	介護予防訪問介護特別地域加算回数				所定単位数の	15%加算		1回につき
A2	8100	介護予防訪問介護小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の	10%加算		1月につき
A2	8102	介護予防訪問介護小規模事業所加算回数				所定単位数の	10%加算		1回につき
A2	8110	介護予防訪問介護中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の	5%加算		1月につき
A2	8112	介護予防訪問介護中山間地域等加算回数				所定単位数の	5%加算		1回につき
A2	4001	介護予防訪問介護初回加算	ハ 初回加算				200単位加算	200	1月につき
A2	4003	介護予防訪問介護生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算		(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100		
A2	4002	介護予防訪問介護生活機能向上連携加算Ⅱ			(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200		
A2	6102	介護予防訪問介護口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算				50単位加算	50	月1回 限度
A2	6269	介護予防訪問介護処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の	245/1,000加算		1月につき
A2	6270	介護予防訪問介護処遇改善加算Ⅱ			(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の	224/1,000加算		
A2	6271	介護予防訪問介護処遇改善加算Ⅲ			(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の	182/1,000加算		
A2	6380	介護予防訪問介護処遇改善加算Ⅳ			(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の	145/1,000加算		

日割り計算用サービスコード

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
種類	項目						
A2	2111	介護予防訪問介護11日割	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	事業対象者、要支援1・2(週1回程度)	39単位	39	1日につき
A2	2211	介護予防訪問介護12日割	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	事業対象者、要支援1・2(週2回程度)	77単位	77	
A2	2321	介護予防訪問介護13日割	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	事業対象者、要支援2(週2回を超える程度)	123単位	123	
A2	C220	介護予防訪問介護高齢者虐待防止未実施減算11日割	イ 1週あたりの標準的な回数を定める場合	(1)事業対象者、要支援1・2(週1回程度)	1単位減算	-1	
A2	C213	介護予防訪問介護高齢者虐待防止未実施減算12日割		(2)事業対象者、要支援1・2(週2回程度)	1単位減算	-1	
A2	C215	介護予防訪問介護高齢者虐待防止未実施減算13日割		(3)事業対象者、要支援2(週2回を超える程度)	1単位減算	-1	
A2	D220	介護予防訪問介護業務継続計画未策定減算11日割	イ 1週あたりの標準的な回数を定める場合	(1)事業対象者、要支援1・2(週1回程度)	1単位減算	-1	
A2	D213	介護予防訪問介護業務継続計画未策定減算12日割		(2)事業対象者、要支援1・2(週2回程度)	1単位減算	-1	
A2	D215	介護予防訪問介護業務継続計画未策定減算13日割		(3)事業対象者、要支援2(週2回を超える程度)	1単位減算	-1	
A2	8001	介護予防訪問介護特別地域加算日割	特別地域加算			所定単位数の 15%加算	
A2	8101	介護予防訪問介護小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10%加算	
A2	8111	介護予防訪問介護中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5%加算	